

⑤文化・スポーツの振興

■具体的な施策等

- 「地域の宝」の復旧・再興
- 文化芸術による復興支援
- スポーツの推進

「地域の宝」の復旧・再興		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	⑤文化・スポーツの振興	作成年月
目	(i) 「地域のたから」である文化財や歴史資料の修理・修復を進めるとともに、伝統行事や方言の再興等を支援する。また、被災した博物館・美術館・図書館等の再建を支援する。	平成 28 年4月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災による文化財の被害状況について都道府県教育委員会を通じて状況の把握に努めるとともに、文化庁の文化財調査官を派遣し、被災した文化財の修理・復旧等について助言を行った。25年度は、非常災害に対して中心となって迅速に対応するため、文化庁に「文化財等災害対策委員会」を設置した。 ○ 美術工芸品等の文化財を緊急に保全するため、救出、応急措置、博物館等における一時保管を行う「文化財レスキュー事業」を実施。 ○ 文化財建造物を対象に、被災状況の調査、応急措置、技術的支援等を行う「文化財ドクター派遣事業」を実施。 ○ 被災した国指定等文化財の速やかな復旧に向けて、修理・復旧に係る経費の補助を実施。 ○ 被災した博物館資料の修理、修理した資料の整理・データベース化、応急措置を施した資料を収蔵する場所の確保等に必要な経費を支援する「被災ミュージアム再興事業」を実施。 ○ 平成23年度は、東日本大震災が被災地の方言に与えた影響について概況を把握するため、被災前の方言の状況について整理するとともに被害状況を基にした方言の危機状況のシミュレーション及びその分析等を行う調査研究を、東北大学に委託して実施。調査研究結果の報告会を開催するとともに、報告書を文化庁ホームページで公開。 平成24年度は、東日本大震災による影響が考えられる、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の方言について、実地調査、音声資料・被災経験談の収集、方言に関する意識や言語環境についての調査、被災地域の支援者に対する方言に関する調査研究を、弘前学院大学、岩手大学、東北大学、福島大学、茨城大学に委託して実施。調査研究結果の報告会を開催するとともに、報告書を文化庁ホームページで公開。 平成25・26・27年度は、被災地における方言を活性化させるための取組(方言音声の収録と公開、方言による昔話テキスト作成、方言アフレコサイト作成とワークショップ、方言学習テキストの作成、方言劇ワークショップ等)を支援(平成25年度:9件、平成26年度:8件、平成27年度:9件)。 		

当面(今年度中)の取組み

- 被災した国指定等文化財の速やかな復旧に向けて、引き続き、修理・復旧に係る経費の補助を実施。
- 被災文化財について、本格的な修理等を行うために、引き続き「被災ミュージアム再興事業」を実施。
- 東日本大震災を受けて実施した文化財（美術工芸品）等の救援活動の実績の取りまとめや、緊急保全された文化財等の保管状況・復旧状況に係る調査を実施。
- 引き続き、必要な音声や映像の収録や資料の収集し、教材化等を行うとともに、方言について学ぶシンポジウムや方言に触れるワークショップの開催など、方言の再興等に資する様々な取組を支援する予定。

中・長期的(3年程度)取組み

- 引き続き、国指定等文化財の修理・復旧に係る経費の補助を実施し、被災文化財の早期の復旧に努める。
- 博物館の復旧状況を踏まえ、引き続き、地域の実情に応じた博物館の再興に対し支援する。
- 文化財（美術工芸品）等の救援活動や緊急保全された文化財等の現状等に関して取りまとめた結果を分析し、今後想定される大規模災害等の発生時における初動対応の指針を策定する。
- 方言の再興等に資する調査研究を中心に、成果報告会の開催などの取組を引き続き支援する予定。

期待される効果・達成すべき目標

- 被災地域における「地域のたから」とも言える文化財の修理・復旧を行うことで、貴重な国民的財産である文化財を次代に着実に継承するとともに、ひいては地域社会の絆の維持・強化が期待される。
- 被災した博物館が再興することで、ふたたび地域の文化芸術活動等の拠点となり、地域住民の精神的な柱となることが期待される。
- 各団体等が実施した救援活動や緊急保全された文化財等の現状等を把握・集約するとともに、今後想定される大規模災害等の発生時における初動対応の指針を策定し、地方公共団体や関係機関等に示すことにより、地方公共団体等における対応策の策定が進むことが期待される。
- 被災地域における方言の状況を詳細に把握し記録し、当該地域の方言の日本語全体における位置付けや震災によって消滅の危機にあること、コミュニティーにおける役割が認知されることで、今後の被災地域における方言の再興等に向けた保存・継承に関する取組や、地域の文化の基盤である方言を活用した被災地のコミュニティー再生や地域創生に向けた取組の在り方が明確となり、各地の取組が促進されることが期待される。

「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」

- ・被災文化財の復旧 平成 28 年度当初予算 901 百万円【復興特会】
- ・被災ミュージアム再興事業 平成 28 年度当初予算 233 百万円【復興特会】
- ・東日本大震災の被災地域における方言を含む「危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業」 平成 28 年度当初予算 33 百万円の内数

文化芸術による復興支援		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	⑤文化・スポーツの振興	作成年月
目	(ii) 地域を元気づける文化芸術活動に対する支援を行うとともに、芸術祭・音楽祭等のイベントの開催を支援する。	平成 28 年 4 月
これまでの取組み(集中復興期間の取組み)		
<p>○ 平成 23 年度から「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」、また、平成 26 年度から「文化芸術による子供の育成事業」の一部を活用して、国から委託を受けた実行委員会(被災地の自治体、文化振興に関する財団法人、文化芸術団体、NPO法人等で構成)が被災地等における文化芸術活動に対するニーズを把握し、状況や内容に応じ、芸術家等を被災地の小学校・中学校等や避難所等に派遣して文化芸術体験活動を行う事業を実施。</p> <p>平成 23 年度派遣実績 459 箇所 平成 24 年度派遣実績 344 箇所 平成 25 年度派遣実績 528 箇所 平成 26 年度派遣実績 598 箇所 平成 27 年度派遣実績 554 箇所 集中復興期間累計 2,483 箇所</p> <p>○ アジア オーケストラ ウィーク 2015(期間:10月5日～8日)において、以下の公演を実施。<平成 27 年度予算></p> <p>10月8日 合同演奏:大阪交響楽団 デジョン・フィルハーモニック管弦楽団(韓国) 会場:名取市文化会館(宮城県)</p> <p>○ 平成 24 年度から、被災地の地方公共団体が取り組む文化芸術活動や文化芸術の鑑賞機会の提供等を文化庁が支援する「文化芸術による「心の復興」事業」を、「地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ」のメニューの一つとして実施。また、平成 27 年度から、被災地の地方公共団体が取り組む文化芸術活動や文化芸術の鑑賞機会の提供等を文化庁が支援する「文化の力による心の復興事業」を「文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業」のメニューの一つとして実施。</p> <p>平成 24 年度採択実績 17 事業 平成 25 年度採択実績 23 事業 平成 26 年度採択実績 24 事業 平成 27 年度採択実績 20 事業</p> <p>○ 文化庁、芸術家、芸術団体、企業、助成団体等が分野の枠を超えて連携協力し、文化芸術を通じた被災地の復興支援活動を展開する「文化芸術による復興推進コンソーシアム」を平成 24 年5月に設立。当該コンソーシアムにおいて、文化芸術による復興推進に関し、人的・組織的ネットワークの形成や情報収集、調査研究等を実施している。</p>		

当面(今年度中)の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 28 年度も引き続き「文化芸術による子供の育成事業」において、芸術家等を被災地の小学校・中学校等に派遣して文化芸術体験活動を行う事業を実施。 ○ アジア オーケストラ ウィーク 2016(平成 28 年 10 月 4 日)に多賀城市市民会館(宮城県)においてバンコク交響楽団(タイ)とセントラル愛知交響楽団との合同演奏会を実施予定。 ○ 平成 28 年度においても引き続き被災地の地方公共団体が取り組む文化芸術活動や文化芸術の鑑賞機会の提供等を文化庁が支援する「文化の力による心の復興事業」を、「文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業」のメニューの一つとして実施。 ○ 「文化芸術による復興推進コンソーシアム」において、文化芸術を通じた被災地の復興支援活動を展開。(平成 27 年度までで事業終了)
中・長期的(3 年程度)取組み
<ul style="list-style-type: none"> ○ 芸術家等を被災地の小学校・中学校等に派遣して文化芸術体験活動を行う事業などの取組を引き続き実施。
期待される効果・達成すべき目標
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「文化芸術による子供の育成事業」では、被災地の子供たちを中心に、文化芸術活動を提供することを通して、被災地の子供たちが健やかで安心できる環境の醸成が図られるとともに、円滑な地域の復興に資することが期待される。 ○ 芸術祭の主催公演の一部である「アジアオーケストラウィーク」では、これまで、東京・大阪において実施していたコンサートを平成 23 年度から被災地復興を応援する観点から東北地方で実施することとしている。平成 27 年度は、10 月 8 日に岩手県北上市において、大阪交響楽団とデジョン・フィルハーモニック管弦楽団(韓国)との合同演奏会を実施し、音楽の国際交流を通して、力強い復興の礎とし、各国との絆とつながりを改めて確認することができた。 ○ 「文化の力による心の復興事業」では、文化芸術が被災地の住民に「心の復興(生きる希望や勇気)」をもたらすとともに、地域の絆が一層再確認され、復興への活力を生み出すことが期待される。 ○ 「文化芸術による復興推進コンソーシアム」においては、文化庁、芸術家、芸術団体、企業、助成団体等の密接な連携協力のもと、被災地において文化芸術活動を展開することにより、文化芸術が中長期間にわたって復興に寄与する機会や環境を創出することが期待される。(平成 27 年度までで事業終了)
「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」
<ul style="list-style-type: none"> ・「文化芸術による子供の育成事業」 平成 28 年度予算 5,123 百万円の内数 ・「アジアオーケストラウィーク2016」 平成 28 年度予算 298 百万円の内数 ・「文化の力による心の復興事業」(「文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業」のメニューの一つ) 平成 28 年度予算 2,790 百万円の内数

スポーツの推進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	⑤文化・スポーツの振興	作成年月
目	(iii) 地域におけるスポーツ活動を促進するとともに、国際競技大会の招致・開催を推進する。	平成 28 年 4 月
これまでの取組み		
<p>○ 平成 23 年度においては、東日本大震災により国際競技大会の中止や延期が各地で生じたが、来日した国際スポーツ関係者に対して、政府関係者が我が国の状況を直接説明するとともに、国内競技団体・政府・地方公共団体が一体となって国際競技連盟に働きかけた結果、世界体操選手権大会等の国際競技大会は予定どおり実施されることとなった。また、同年 10 月に文部科学省内に「東京オリンピック・パラリンピック招致対策本部」を設置し、12 月には、2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京招致に関して閣議了解が行われ、東日本大震災からの復興を示すものとしての招致が了解された。さらに、招致委員会から IOC (国際オリンピック委員会) に提出された招致に係る申請ファイルの作成に政府としても協力した。</p> <p>平成 24 年度においては、平成 25 年 1 月に招致委員会から IOC に提出された招致に係る立候補ファイルの作成に政府として協力した。また、「第 32 回オリンピック競技大会及び第 16 回パラリンピック競技大会の東京招致に関する閣僚会議」が 3 月 1 日に設置された。さらに、東京都への視察等のために来日した IOC 評価委員会に係る対応では、3 月 4 日の公式歓迎行事への関係者の出席及び 3 月 6 日の総理主催の公式夕食会を開催等、政府として引き続き協力を行った。</p> <p>平成 25 年度においては、平成 25 年 9 月の IOC 総会において、IOC 委員による 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市を決める投票が行われ、開催都市として東京が選出された。平成 26 年 1 月には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が設立された。その後は、組織委員会が中心となり、東京都や公益財団法人日本オリンピック委員会 (JOC)、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会・日本パラリンピック委員会 (JPC)、政府が一丸となって大会準備を行っている。</p> <p>平成 26 年度においては、平成 26 年 4 月に、「2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議」が設置された。また、平成 27 年 2 月には、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及びラグビーワールドカップ 2019 の円滑な準備及び運営に資するため必要な特別措置について定める「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法 (以下、オリパラ特措法。) 案」及び「平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案」を国会に提出した。</p> <p>平成 27 年度においては、同法案が平成 27 年 5 月 27 日に成立、同年 6 月 25 日に施行され、同日付でオリパラ特措法に基づく「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部」が設置された。平成 27 年 11 月 27 日には、「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」を閣議決定した。</p>		

また、平成 27 年 3 月にラグビーワールドカップ 2019 の全国 12 か所の開催都市が決定し、釜石も開催都市のひとつとして選出された。

平成 27 年度においては、関係省庁間申し合わせとして、「ラグビーワールドカップ 2019 の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」をとりまとめるとともに、釜石鵜住居復興スタジアム(仮称)の整備に向けて、関係自治体・省庁・団体等と連携し、支援方策の調整を行った。

また、平成 24 年度から継続して実施している「2019 年ラグビーワールドカップ普及啓発事業」の中で、被災地におけるスポーツ活動に資する取組を行った。

- 平成 23 年度においては、「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」として、被災地の総合型地域スポーツクラブ等に「地域スポーツコーディネーター」を配置し、スポーツ・レクリエーションによる交流を通じて住民一人一人の心身の健康及び体力の保持増進に資する取組等を支援した(予算額 63 百万円)。

平成 24 年度、平成 25 年度、平成 26 年度においては、復興特別会計によって引き続き、同事業を実施した(平成 24 年度:125 百万円、平成 25 年度:92 百万円、平成 26 年度:91 百万円、平成 27 年度:85 百万)。

当面(今年度中)の取組み

【地域におけるスポーツ活動】

- 平成 28 年度予算において、引き続き、「地域スポーツコーディネーター」による取組を計上。

【国際競技大会】

- 大会組織委員会・国内競技団体・地方公共団体と連携し、我が国において開催が予定されているラグビーワールドカップ 2019 や 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの国際競技大会の円滑な準備に努める。

中・長期的(3 年程度)取組み

【地域におけるスポーツ活動】

- 被災地の状況等を踏まえ、地域におけるスポーツ活動を推進する。

【国際競技大会】

- ラグビーワールドカップ 2019 や、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に関連した取組として、被災地における聖火リレーやスポーツ・イベント等の復興に資する取組を推進する。

期待される効果・達成すべき目標

【地域におけるスポーツ活動】

- スポーツによる交流を通じて地域コミュニティを再生するとともに、住民一人一人の心身の健康及び体力の保持増進に資する。

【国際競技大会】

- 国際競技大会を我が国において開催することにより、日本人選手の活躍等を通じて被災者を含む国民に勇気や希望を与えるとともに、スポーツを通じた国際交流や貢献を行うことで、我が国の復興状況や安全性などを世界に対して発信することができる。

「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」

- ・学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業(スポーツ・レクリエーション活動の支援) 平成 28 年度予算 74 百万円【復興特会】
- ・2019 年ラグビーワールドカップ普及啓発事業 平成 28 年度予算 30 百万円
- ・国際競技大会情報ネットワーク形成支援事業 平成 28 年度予算 36 百万円